

## 【お断り】

「早わかり 消費税 軽減税率とインボイス制度」は、平成 28 年 3 月 29 日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」に基づいて記載されております。その後、第 182 回国会において、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立（平成 28 年 11 月 18 日）し、本書記載の改正事項については以下の措置がとられましたので、ご利用の際はご注意くださいようお願いいたします。

- 消費税率(国・地方)の 10%への引上げ時期の変更等
  - ・ 消費税率の 10%への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日に変更。
  - ・ 請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成 31 年 4 月 1 日に変更。
- 消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置
  - ・ 消費税の軽減税率制度の導入時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更。
  - ・ 税額計算の特例の適用期間の変更。
    - 一 売上税額の計算の特例(中小事業者向け)の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までに変更。
    - 一 仕入税額の計算の特例(中小事業者向け)の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までに変更。
    - 一 中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の計算の特例については、措置しない。
  - ・ 適格請求書等保存方式の導入時期を平成 35 年 10 月 1 日に変更。
  - ・ 消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる時期を、平成 30 年度末までに変更。
  - ・ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。